

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成 30 年 3 月
福知山市農業委員会

第 1 基本方針

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行された。

この改正によって、農業委員会は、担い手への農地等の集積、集約化、遊休農地の発生防止と解消、新規参入の推進など、農地等の利用の最適化を推進していくことが重要であるとされた。

本市の農地は、平地、山間部ともに、早い段階から基盤整備事業による区画形成、作業の機械化を図り、水稻栽培を基幹とした生産調整作物との複合型農業が営まれてきたが、米価の下落等による収益の悪化、農家の高齢化、後継者不足によって、農業経営に必要な収益を上げることができず、経営規模の縮小、離農等が進行すると同時に、野生鳥獣による農作物被害が深刻化、広域化したことにより耕作意欲の低下に拍車をかけたことが、遊休・荒廃農地の発生の要因となっている。

今後、関係機関と連携し、計画的な水稻栽培を基本に田畑の転換といった水田の汎用化を図り、小麦、黒大豆、小豆、飼料用作物、京野菜、軟弱野菜の施設栽培といった土地利用型、集約型農業を組み合わせた営農体系と、地産池消、6 次産業化など収益性の高い農業への転換を進めるとともに、集中的かつ効率的な野生鳥獣被害防止のための総合的な取り組みを進める必要がある。

このような観点から、それぞれの地域の特性を活かし、効率的で安定的な農業を営むことができ、活力ある農山村を目指すため、法第 7 条第 1 項に基づき具体的な目標と推進方法を指針として定める。

指針を定めるにあたっては、「農林水産省・地域活力創造プラン（平成 25 年 12 月 10 日農林水産省地域の活力創造本部決定）」で、「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」とされていることから、平成 35 年度を目標とし、農業委員、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の改選期である 3 年ごとに検証と見直しを行うこととする。

また、各年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」によるものとする。

第2 目標と推進方法

1 遊休農地の解消と発生防止

(1) 遊休農地の解消目標

	市内の農地面積 (A) ha	遊休農地面積 (B) ha	遊休農地の割合 (B/A) %
現状 (平成 29 年 4 月)	3,574.7	24.7	0.95
3 年後の目標 (平成 32 年 4 月)	3,568.7	23.7	0.66
目標 (平成 35 年 4 月)	3,560	20.0	0.56

※遊休農地面積は、A 分類の面積とする。

(2) 遊休農地の解消と発生防止対策

ア 利用状況調査と利用意向調査の実施

(ア) 農業委員と推進委員、事務局による農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「農地法」という。）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「意向調査」という。）について協議し、調査の徹底を図る。利用調査の対象地は、福知山市農業振興地域整備計画（以下「農振計画」という。）に定める農用地及びその他の農地（以下「農振白地」という。）を対象とする。調査の時期については、「農地法の運用について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農新第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）」を基に、時期を選んで実施する。

(イ) 意向調査の結果により、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

(ウ) 利用調査、意向調査の結果は、「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映するよう努力する。

(3) 利用調整

ア 農地中間管理機構との連携

(ア) 意向調査で、農地中間管理機構を利用する意思表示があった場合は、農地法第 35 条第 1 項に基づき、農地中間管理機構に通知する。

(イ) 耕作条件の良い遊休農地についても、農地中間管理機構への貸付を誘導する。

(4) 再生不可能（非農地）の判断と農地の活用

ア 土地改良事業施工後の農用地

農業振興計画において、土地改良事業後の農地は、守るべき優良農用地として位置づけている。各制度事業を活用するとともに、地域営農組織、担い手等への集積など地域のニーズに応じた営農を推進し、遊休農地の発生防止と解消につなげる。

イ 土地改良事業未実施の農用地

耕作放棄等で原野、山林化し農地への復元が困難であり、復元しても生産性が低い土地改良事業未実施の農用地については、農地転用制度と農振計画との整合性をはかりながら、再生不可能（非農地）の判定を慎重に検討する。

2 担い手等への農地利用集積

(1) 担い手等への農地利用集積計画（目標）

	市内の耕地面積 (A) ha	集積面積 (B) ha	集積面積の割合 (B/A) %
現状 (平成 29 年 4 月)	3,550	672	18.92
3 年後の目標 (平成 32 年 4 月)	3,545	956	26.96
目標 (平成 35 年 4 月)	3,540	1,239	35.00

※目標は「福知山市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の数値とする。

(2) 農地の利用調整と流動化

ア 利用調整と流動化

- (ア) 地域の特性を活かし、各制度事業を積極的に活用し、農作業の受委託も含めた幅広い形での流動化を促進する。
- (イ) 推進委員、農業委員等で組織する地区推進協議会が中心となり、農地の利用調整を推進する。
- (ウ) 利用調査で借入れの意思表示があった場合は、農地中間管理機構に通知する。
- (エ) 集落、地域が抱える農業の問題を解決するために必要な内容をまとめた「京力農場プラン」を作成・見直し、その実現に向けた活動を推進する。

イ 関係機関との連携

- (ア) 復元可能な遊休農地、農業経営の縮小、離農意向の農家の農地について、農地中間管理事業の利用を促進する。
- (イ) 関係機関と連携し、制度事業を活用した新規就農者の受け入れや営農組織の立ち上げを進める。また、担い手等が不足している地域では、隣接地域（集落）と連携し地域の実情に応じた取り組みを推進する。
- (ウ) 農作業受託を含めた担い手等の役割は大きく、地域の農地保全に大きく貢献しているが、高齢化により農地の集積が一部の経営体に集中する傾向にある。また、農地の集積による経営規模の拡大が、必ずしも経営改善に寄与していない。

このような観点から、規模拡大によるコストの削減、作業効率の向上や過重労働の軽減を図るなど、担い手等の機能強化に対する支援策を関係機関に求めていくこととする。

- (エ) 所有者が確知できない農地で、優良な農地については、公示手続きを行い府知事の裁定による中間管理権の設定の制度を活用し有効利用に努める。
- (オ) 原野化、山林化するなどして復元が不可能な農地、また復元しても生産性が低く担い手等への集積が見込めない農地については、農地転用制度と農業振興計画との整合性を図りながら、再生不可能（非農地）の判定を慎重に検討する。

3 新たに農業を営もうとする者の参入促進

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入（個人）	新規参入（法人）
現 状 (平成 29 年 4 月)	28 経営体	26 経営体
3 年後の目標 (平成 32 年 4 月)	31 経営体	32 経営体
目 標 (平成 35 年 4 月)	34 経営体	38 経営体

注) 目標の数値は、累積とする。

(2) 新規参入の促進方法

ア 関係機関との連携

- (ア) 京都府、農地中間管理機構、市、農業委員会等が連携し、新規参入者の情報を把握し、地区推進協議会などへ情報提供を行う
- (イ) 法人も地域の担い手となる可能性があるため、地域の実情と意向を踏まえたうえで、農地中間管理機構を利用した参入に努める。

(3) 農業委員会による支援

- ア 農地の貸付、新規参入の受入れなどの情報提供を行い、経営規模拡大などを支援する。
- イ 地区推進協議会、自治会、関係機関等が連携し、地域の受入れ準備の整備、参入後の営農指導などの支援を行う。